

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																									
<p>(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透</p>	<p>女子差別撤廃条約等の積極的遵守 女子差別撤廃条約の積極的遵守と同条約の趣旨に沿った施策の充実に努める。また、誰もが理解しやすい形で同条約の周知を図ることにより、国内への一層の浸透を図る。</p> <p>未締結の条約に関する検討 女性に関わりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、男女共同参画の観点から積極的な対応を図る。</p> <p>「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進 「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため策定した「国内行動計画」に基づき、女性の人権保護を含む人権教育の推進に取り組む。</p>		<p>女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約実施状況第5回報告の国連への提出（内閣府 14年9月） 女子差別撤廃条約第20条1の改正を受諾し、国連に寄託（外務省 15年6月） 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）に署名（外務省 14年12月） 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（国際犯罪防止条約）に署名（12年12月）し、締結について国会で承認（外務省 15年5月） 女子差別撤廃条約実施状況第4・5回報告審査（内閣府 15年7月） 女子差別撤廃条約、女子差別撤廃委員会からの最終コメント等のホームページや報告会等を通じた周知（内閣府） 国連総会第三委員会、国連婦人の地位委員会、女子差別撤廃委員会等についての報告会等を通じた情報提供（内閣府） <p>未締結の条約に関する検討</p> <p>「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「人権教育促進事業」において、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図る（文部科学省 9年度～15年度） 人権に関する学習機会の充実方策等を行う「人権教育推進のための調査研究事業」の実施を通じて、地方公共団体の取組を促進（文部科学省 16年度～） 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の策定と推進状況の取りまとめ（内閣官房） 																									
<p>(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献</p>	<p>ア 国連の諸活動への協力 国連の諸活動への協力 第4回世界女性会議のフォローアップにおいて中心的役割を果たす「国連婦人の地位委員会」及び「女子差別撤廃委員会」への積極的な参加又は貢献、国連婦人開発基金（UNIFEM）等への拠出等の協力を推進する。 国連開発計画（UNDP）等の行う開発途上国の女性支援活動に対する協力を推進する。 教育分野については、国連教育科学文化機関（UNESCO）の活動に参加・協力することにより、アジア・太平洋地域における女性の識字の普及を促進する。 今後開催が想定される世界女性会議等における国際的行動計画策定に向け、積極的に貢献していく。</p>	<p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、国際機関等への拠出金については、事業の規模及び評価を踏まえて戦略的にその額を検討することが必要であると提言。特に、国連開発計画（UNDP）日本WID基金は、パートナーシップ基金に統合されたが、これまでの事業に対する評価が高いことから、パートナーシップ基金においてWID/ジェンダー案件に重点的に配分されるよう努める必要があることを意見として決定。（16年4月）</p>	<p>国連の諸活動への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会への参加（内閣府） 国連機関・基金等への協力 <table border="1" data-bbox="952 1029 1697 1197"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">（単位：百万円）</th> <th colspan="2">（外務省）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UNDP・WID基金</td> <td>210.0</td> <td>214.0</td> <td>182.0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>UNFEM拠出金</td> <td>148.7</td> <td>151.5</td> <td>124.2</td> <td>99.4</td> </tr> <tr> <td>UNDP「トナック」基金（WID/ジェンダー部分を含む）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ILOへの任意拠出を通じたカンボジア・ベトナムにおける女性の雇用・就業拡充を支援するプロジェクトの実施（厚生労働省 拠出金額15年度48.4百万円、16年度30.0百万円） 万人のための教育信託基金（16年度：110万円）をユネスコへ拠出し、ユネスコの実施するジェンダーに配慮した識字教育の実施に協力（文部科学省） 		（単位：百万円）		（外務省）			12年度	13年度	14年度	15年度	UNDP・WID基金	210.0	214.0	182.0	0	UNFEM拠出金	148.7	151.5	124.2	99.4	UNDP「トナック」基金（WID/ジェンダー部分を含む）				400
	（単位：百万円）		（外務省）																									
	12年度	13年度	14年度	15年度																								
UNDP・WID基金	210.0	214.0	182.0	0																								
UNFEM拠出金	148.7	151.5	124.2	99.4																								
UNDP「トナック」基金（WID/ジェンダー部分を含む）				400																								

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																																								
	<p>イ WID/ジェンダーの推進</p> <p>OECD/DACが策定した「ジェンダー平等/WID指針」を踏まえ、男女の均等な開発への参加とそこからの受益を確保し、被援助国における男女共同参画の促進を図るため、WID/ジェンダーの観点から社会全体の持続可能な経済・社会開発を目指していく。</p>	<p>・ 閣議決定されたODA大綱の改定により、基本方針において、我が国ODAの政策立案段階から実施段階に至るまで、あらゆる段階において念頭に置かれるべき重要事項としてジェンダーの視pointsの考慮が盛り込まれ、「特に男女共同参画の視pointsは重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。」との一文が明記（15年8月）</p> <p>・ 男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、今後は、新ODA大綱の方針を個別施策に具体的に反映させていくことが必要であることを意見として決定。（16年4月）</p>	<p>ジェンダー・WID（途上国の女性支援）関連事業の実績 / 二国間（外務省） （単位百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年 12年度</th> <th>2001年 13年度</th> <th>2002年 14年度</th> <th>2003年 15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2国間協力 計</td> <td>124,809</td> <td>49,537</td> <td>81,056</td> <td>65,071</td> </tr> <tr> <td>技術協力</td> <td>22,018</td> <td>22,319</td> <td>15,928</td> <td>14,528</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内 訳</td> <td>研修員受入(人数)</td> <td>922名</td> <td>2586名</td> <td>2341名</td> <td>1134名</td> </tr> <tr> <td>個別専門家派遣(人数)</td> <td>46名</td> <td>59名</td> <td>45名</td> <td>51名</td> </tr> <tr> <td>技術協力プロジェクト(件数)</td> <td>48件</td> <td>64件</td> <td>63件</td> <td>53件</td> </tr> <tr> <td>開発調査(件数)</td> <td>87件</td> <td>78件</td> <td>61件</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>青年海外協力隊派遣(人数)</td> <td>561名</td> <td>402名</td> <td>494名</td> <td>522名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">無償資金協力</td> <td>一般プロジェクト(*)</td> <td>37,730</td> <td>21,963</td> <td>42,146</td> <td>35,271</td> </tr> <tr> <td>67件</td> <td>35,746</td> <td>19,540</td> <td>39,782</td> <td>33,652</td> </tr> <tr> <td>草の根</td> <td>67件</td> <td>45件</td> <td>64件</td> <td>67件</td> </tr> <tr> <td>399件</td> <td>1,984</td> <td>2,423</td> <td>2,364</td> <td>1,619</td> </tr> <tr> <td>451件</td> <td>399件</td> <td>451件</td> <td>358件</td> <td>222件</td> </tr> <tr> <td>有償資金協力(**)</td> <td>65,006</td> <td>5,194</td> <td>22,909</td> <td>15,215</td> </tr> <tr> <td>(7件)</td> <td>(7件)</td> <td>(1件)</td> <td>5件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>NGO事業補助金</td> <td>54.9</td> <td>60.8</td> <td>54.5</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>(14件)</td> <td>(14件)</td> <td>(12件)</td> <td>11件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>日本NGO支援無償資金協力</td> <td></td> <td></td> <td>18.6</td> <td>34.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 交換公文締結ベース (**) 交換公文締結ベース/債務繰延分を除く</p> <p>(注：実績額は、案件の一部に女性を対象として参加及び受益の確保を含むものを全額計上しているため、女性だけの支援額ではない) (実績の特徴) 開発における女性支援に関連した事業は、専門家派遣及び研修員受入等による支援やNGOを通じた小規模で地域に根ざした支援が多く、2003年度の実績は、技術協力では全体の経費の約10%、草の根無償資金協力では全体の件数の約16%を占めている。</p> <p>・ 国際機関（国連機関以外）等への協力（単位：百万円）（外務省）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IFAD・WID基金</td> <td>52.5</td> <td>53.5</td> <td>45.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>アジア工科大学院(AIT)</td> <td>4.2</td> <td>4.3</td> <td>4.9</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>草の根無償資金協力による女性支援実績の分野別内訳（件数割合）（外務省）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1048 1061 1176 1085">13年度</div> <div data-bbox="1400 1061 1527 1085">14年度</div> <div data-bbox="1780 1061 1908 1085">15年度</div> </div> <table border="1"> <caption>草の根無償資金協力による女性支援実績の分野別内訳（件数割合）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業</th> <th>教育</th> <th>保健</th> <th>民生</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13年度</td> <td>5%</td> <td>46%</td> <td>26%</td> <td>20%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>2%</td> <td>48%</td> <td>25%</td> <td>23%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>7%</td> <td>44%</td> <td>30%</td> <td>16%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>		2000年 12年度	2001年 13年度	2002年 14年度	2003年 15年度	2国間協力 計	124,809	49,537	81,056	65,071	技術協力	22,018	22,319	15,928	14,528	内 訳	研修員受入(人数)	922名	2586名	2341名	1134名	個別専門家派遣(人数)	46名	59名	45名	51名	技術協力プロジェクト(件数)	48件	64件	63件	53件	開発調査(件数)	87件	78件	61件	51件	青年海外協力隊派遣(人数)	561名	402名	494名	522名	無償資金協力	一般プロジェクト(*)	37,730	21,963	42,146	35,271	67件	35,746	19,540	39,782	33,652	草の根	67件	45件	64件	67件	399件	1,984	2,423	2,364	1,619	451件	399件	451件	358件	222件	有償資金協力(**)	65,006	5,194	22,909	15,215	(7件)	(7件)	(1件)	5件	2件	NGO事業補助金	54.9	60.8	54.5	22.4	(14件)	(14件)	(12件)	11件	6件	日本NGO支援無償資金協力			18.6	34.8				2件	3件		12年度	13年度	14年度	15年度	IFAD・WID基金	52.5	53.5	45.5	0.0	アジア工科大学院(AIT)	4.2	4.3	4.9	3.5	年度	農業	教育	保健	民生	その他	13年度	5%	46%	26%	20%	3%	14年度	2%	48%	25%	23%	2%	15年度	7%	44%	30%	16%	3%
	2000年 12年度	2001年 13年度	2002年 14年度	2003年 15年度																																																																																																																																							
2国間協力 計	124,809	49,537	81,056	65,071																																																																																																																																							
技術協力	22,018	22,319	15,928	14,528																																																																																																																																							
内 訳	研修員受入(人数)	922名	2586名	2341名	1134名																																																																																																																																						
	個別専門家派遣(人数)	46名	59名	45名	51名																																																																																																																																						
	技術協力プロジェクト(件数)	48件	64件	63件	53件																																																																																																																																						
	開発調査(件数)	87件	78件	61件	51件																																																																																																																																						
	青年海外協力隊派遣(人数)	561名	402名	494名	522名																																																																																																																																						
無償資金協力	一般プロジェクト(*)	37,730	21,963	42,146	35,271																																																																																																																																						
	67件	35,746	19,540	39,782	33,652																																																																																																																																						
	草の根	67件	45件	64件	67件																																																																																																																																						
399件	1,984	2,423	2,364	1,619																																																																																																																																							
451件	399件	451件	358件	222件																																																																																																																																							
有償資金協力(**)	65,006	5,194	22,909	15,215																																																																																																																																							
(7件)	(7件)	(1件)	5件	2件																																																																																																																																							
NGO事業補助金	54.9	60.8	54.5	22.4																																																																																																																																							
(14件)	(14件)	(12件)	11件	6件																																																																																																																																							
日本NGO支援無償資金協力			18.6	34.8																																																																																																																																							
			2件	3件																																																																																																																																							
	12年度	13年度	14年度	15年度																																																																																																																																							
IFAD・WID基金	52.5	53.5	45.5	0.0																																																																																																																																							
アジア工科大学院(AIT)	4.2	4.3	4.9	3.5																																																																																																																																							
年度	農業	教育	保健	民生	その他																																																																																																																																						
13年度	5%	46%	26%	20%	3%																																																																																																																																						
14年度	2%	48%	25%	23%	2%																																																																																																																																						
15年度	7%	44%	30%	16%	3%																																																																																																																																						

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																
	<p>W I D イニシアティブの推進 W I D イニシアティブの3つの重点各分野について次のような目標を立て協力を進める。</p> <p>【教育】 西暦2005年までに、開発途上国における6歳から11歳までの男女格差をなくし、また、西暦2010年までに開発途上国の6歳から11歳までの女子のほぼ全員が男子と同様に学校教育を受けられることを目指す努力を支援する。 具体的には、例えば女子教育の教科書・教材の作成・普及、教員の養成、女子教育、訓練のための施設、設備の整備、成人女性の識字教育の促進等に対する支援を行う。</p> <p>【健康】 西暦2010年までに、<u>妊産婦死亡率（出生10万人当たりの妊産婦の死亡者数）を200以下に下げること</u>を目指す努力を支援する。また、<u>出産に対する圧力を軽減する</u>という観点から、<u>2015年までに、乳児死亡率（出生1,000人当たりの1歳未満の子どもの死亡者数）を35以下に下げること</u>を目指す努力を支援する。 具体的には、例えば基礎保健医療体制の整備・強化、母子保健サービスの強化（乳幼児の健康診断、予防接種、栄養相談）、家族計画の普及、基礎データの整備能力の向上等を推進する。</p>		<p>W I D イニシアティブの推進</p> <p>【教育】 依然として男子に比較し女子の初等教育就学率の低い国が多いが、男子も同様に初等教育就学率の低い国は多い。このため、我が国は、開発途上国における教育普及の一環として、一般プロジェクト無償資金協力及び小規模な案件に対する草の根無償資金協力（平成15年度より草の根・人間の安全保障無償資金協力に変更）により学校建設を多数行っている。O D A 中期政策では、貧困、人口、環境等の諸問題に効果的に対処する上で基礎教育が重要な鍵であるとの認識の下に、特に女子の基礎教育支援の重視を明確に打ち出している。こうした観点から、特に女子教育に視点を当てた支援及び女性教員育成を目的として、「女性教育関係者の研修受入」、「女性の教育推進セミナー」、「女子教育に係る企画・調整」専門家派遣など、技術協力による積極的な協力を行っている。（外務省） （参考1）G 8 カナナススキ・サミット（成14年）の機会に「成長のための基礎教育イニシアティブ：BEGIN」を発表。また、向こう5年で低所得国に対する教育分野のO D A を2,500億円以上行うこととした。</p> <p>（参考2）開発途上国の就学率における男女格差率（国連事務局長ミレニアム開発目標実施報告より）</p> <table border="1" data-bbox="949 512 1574 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>目標2005年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初等教育</td> <td>83%</td> <td>87%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中等教育</td> <td>72%</td> <td>82%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「女性のための識字教育モデル事業」において、女性のための識字教育センター（識字教育モデルセンター）を設置し、各国の識字関係機関、研究者等を対象に、識字関連情報の収集、交換、教材開発・提供、人材育成、先進技術の指導、国内外ネットワークの構築等を実施（文部科学省 6年度～） 女性のための識字教育センター（識字教育モデルセンター）の設置・支援 （16年現在、中国、ベトナム、インド等18箇所）</p> <p>【健康】 健康分野は、我が国開発援助の重点課題の一つとなっている。母子医療のための機材整備などの協力を積極的に行ってきたりしているほか、「母子の健康手帳」「母子保健医療サービス向上」特別機材供与による技術協力、「地域母子保健教育」研修員受入、「プライマリ・ヘルスケア」のための専門家派遣など、この分野における協力を幅広く実施している。（外務省） （参考1）九州・沖縄サミット（12年）において、H I V / A I D S を含む感染症に対し、5年間で30億ドルを目標とする沖縄感染症対策イニシアティブを発表。</p> <p>（参考2）開発途上国の乳児死亡率（国連事務局長ミレニアム開発目標実施報告より）</p> <table border="1" data-bbox="949 1062 1449 1121"> <thead> <tr> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>目標2015年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>103</td> <td>91</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>2015年までに3分の2減少させる 出生1,000人当たりの5歳未満の子どもの死亡者数</p> <p>（参考3）開発途上国の妊産婦死亡率（国連事務局長ミレニアム開発目標実施報告より）</p> <table border="1" data-bbox="949 1203 1326 1390"> <thead> <tr> <th></th> <th>1995年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進国</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>サブサハラアフリカ</td> <td>1100</td> </tr> <tr> <td>南東アジア</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>オセアニア</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>中南米</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>東アジア</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>2015年までに4分の3減少させる 出生10万人当たりの妊産婦の死亡者数</p>		1990年	2000年	目標2005年	初等教育	83%	87%	100%	中等教育	72%	82%	100%	1990年	2000年	目標2015年	103	91	34		1995年	先進国	21	サブサハラアフリカ	1100	南東アジア	300	オセアニア	260	中南米	190	東アジア	55
	1990年	2000年	目標2005年																																
初等教育	83%	87%	100%																																
中等教育	72%	82%	100%																																
1990年	2000年	目標2015年																																	
103	91	34																																	
	1995年																																		
先進国	21																																		
サブサハラアフリカ	1100																																		
南東アジア	300																																		
オセアニア	260																																		
中南米	190																																		
東アジア	55																																		

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																				
	<p>〔経済・社会活動への参加〕 女性のための適正技術の研修・訓練の場の提供、女性の労働環境の改善、女性問題関連の法律、制度の整備のための協力をを行う。また、経済活動への女性の参加を促進する上で、女性の起業家が多い零細企業の育成を支援していくことが有益であるため、このような女性に対する支援制度の導入を支援し、また、資金協力等の積極的支援を行う。</p> <p>具体的には、例えば組織化のための助言、指導（例：機材供与や貸付けの対象となり得る同業組合の設立）、零細企業の育成、その他経済・社会活動への参加に資する機材供与、零細企業に対する支援制度への資金協力等を推進する。</p> <p>WID推進体制の充実 WIDイニシアティブの推進に当たっては、援助の形成、決定、実施及び評価への女性の参画を促進する。このため、援助機関従事者のWID/ジェンダーに対する認識を強化し、また、大使館におけるWID担当者の指名やガイドライン、手引書の活用などにより実施体制の充実に努める。</p>	<p>「開発における女性支援（WID）/ジェンダー政策評価」において下記の通り提言。 （１）今後、WIDイニシアティブを見直す際や他の重点課題政策を策定する過程において、有識者及び実施機関の知見を活用する。 （２）実施機関との連携を強化し、WIDイニシアティブとの関連を明確化してWID/ジェンダー案件を実施するため、WID担当官制度の一層の活用・発展を図る。 （３）WIDアプローチからジェンダー主流化に発展している国際的潮流を反映し、ジェンダー主流化の視点を強化したWIDイニシアティブに改訂し、名称は例え</p>	<p>〔経済・社会活動への参加〕 「農村女性能力向上」研修、「ジェンダー主流化政策」「男女共同参画推進セミナー」の開催など多くの案件を実施している。一方、専門家派遣では、「職業訓練におけるジェンダー配慮」「女性の経済的エンパワーメント支援」などの協力を進めている。また、草の根無償資金協力により、「農村女性のための能力開発センター建設」、「裁縫、刺繍、編み物、染色による女性の地位の向上」、「女性起業家支援センター整備」他、青年海外協力隊による現場に密着した活動（婦人子供服、看護婦、栄養士、家政、村落開発等）により、きめ細かな施策を講じている。なお、NGO事業補助金による「女性自立支援事業」において、NGOの活動を通じた支援も実施している。（外務省）</p> <p>・講義、視察、プロジェクト策定、ディスカッションを通じた研修等の実施（農林水産省 13年度～） ○途上国において2週間、本邦において1か月の研修（農協女性との会合、経営実践の場や指導的立場の者への視察・訪問。各国組織に対する活動計画の作成等）を実施。</p> <p>参加国実績（毎年各国2名：計8名） 13年：インド、フィリピン、インドネシア、ベトナム 14年：タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム 15年：タイ、マレーシア、スリ・ランカ、カンボジア</p> <p>・女性農業者リーダーの先進国及びアジア諸国への派遣（農林水産省 14年度～） ○女性農業者リーダー派遣者数</p> <table border="1" data-bbox="949 582 1574 687"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣者数(派遣先国) (人)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進国</td> <td>3 (スイス)</td> <td>2 (米 国)</td> </tr> <tr> <td>アジア諸国</td> <td>3 (タ イ)</td> <td>2 (フィリピン)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・開発途上国の農業・農村の近代化を担う人づくりへの支援（農林水産省 S58～14年度） ○女性農業者等研修者数の推移</p> <table border="1" data-bbox="949 762 1695 917"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農村生活コース (人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>マレーシア</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>WID推進体制の充実</p> <p>WID推進体制の充実（外務省） ・WIDイニシアティブの改定に向けて委託調査を予定。（17年3月目処）（同調査の実施にあたり有識者及び実施機関が一同に会する研究会を行う方針。） ・WID担当官制度の活用・発展を目指して、「ODAジェンダー担当官」と名称を変更し、援助対象国の87公館について再配置中。（右担当官の主な役割は、ジェンダー問題に取り組む関係者（女性問題担当当局、他ドナー、国際機関現地事務所、現地NGO等）とネットワークを構築するなど、ジェンダー問題に対する意識を向上させ、ジェンダー平等に資する案件の発掘に努める。） ・第2回外務省開発セミナーの実施（16年7月、対象：経済協力関係者） ・それぞれの被援助国の開発課題を検討する際に、男女共同参画の視点に配慮して国別援助計画を作成中。（これまで9ヶ国（カンボジア、マレーシア、ニカラグア、ザンビア、ガーナ、バングラデシュ、ベトナム、エジプト、ペルー）の国別援助計画に男女共同参画に関する内容を記述。） ・男女共同参画の視点をすべての案件で配慮するための具体的な取組方針を指示するため、ガイドライン及び請訓表の修正等を外務省ジェンダー担当官及び実施機関（JICA・JBIC）を交えて検討する予定。</p>		14年度	15年度	派遣者数(派遣先国) (人)			先進国	3 (スイス)	2 (米 国)	アジア諸国	3 (タ イ)	2 (フィリピン)		12年度	13年度	14年度	農村生活コース (人)				タイ	2	-	2	フィリピン	3	-	2	インドネシア	-	3	-	マレーシア	-	2	-
	14年度	15年度																																					
派遣者数(派遣先国) (人)																																							
先進国	3 (スイス)	2 (米 国)																																					
アジア諸国	3 (タ イ)	2 (フィリピン)																																					
	12年度	13年度	14年度																																				
農村生活コース (人)																																							
タイ	2	-	2																																				
フィリピン	3	-	2																																				
インドネシア	-	3	-																																				
マレーシア	-	2	-																																				

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
		<p>ば、GAD (Gender and Development) イニシアティブとすることが望ましい。</p> <p>(4) 被援助国政府の関係機関との連携を図り、ジェンダーに配慮した優良案件を発掘、実施する。(外務省 14年度)</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、次の事項を意見として決定。</p> <p>・外務省その他すべての実施機関において、基本法の理念及び新大綱に沿って、男女共同参画及びジェンダー主流化の見地から中期政策、国別援助計画、海外経済協力業務実施方針等の内容を早急に見直し、男女共同参画を基本方針及び重点課題として位置付けることを被援助国との間で積極的に協議することが必要。</p> <p>・WIDイニシアティブについては、国連特別総会の成果文書、新ODA大綱の趣旨及びジェンダー主流化アプローチに沿って、教育、健康及び経済・社会活動への参加の三分野にとらわれず、あらゆる分野に男女共同参画を促進することを盛り込んだ内容に改定する必要がある。</p> <p>・国際的な動向や開発途上国自身の開発戦略を踏まえつつ、更に女子差別撤廃条約の基本的な考え方を反映させ、援助案件について男女共同参画に優先順位を置いて見直すことが必要。</p> <p>・婦人の地位委員会等国際会議において、男女共同参画を重視する我が国の政府開発援助政策を積極的に公表していく必要がある。</p> <p>・無償資金協力については、男女共同参画の視点から男女に及ぼす影響を調査し、男女共同参画に資するような案件内容にする必要がある。</p> <p>・技術協力については、女性が主たる対象者となるWID案件の数を更に増加させることが重要。本来は男女共同参画の推進と関連性があるにもかかわらず、これまで十分に調査・分析されてこなかったために男女共同参画の推進の対応しきれないような案件において</p>	<p>・NGO事業補助金募集要領及び日本NGO支援無償実施要領においてジェンダーに配慮する旨を明記。(14年(2004年)度)</p> <p>・16年9月のESCAP及び17年3月の婦人の地位委員会において、ODA大綱の改定やWIDイニシアティブの改定等、我が国の男女共同参画の推進に向けて取り組んでいる施策を積極的に公表する予定。</p> <p>・JICAと連携して、要望調査の段階で女性が主たる受益対象となる案件を発掘するよう努める。また、基本調査の段階で、援助対象地域の住民(特に女性)から意見を聴取するなど、女性の参加・受益に配慮するよう努める。</p> <p>・OECD/DACジェンダー平等ネットワーク、国連婦人の地位委員会に参加(開発援助におけるジェンダーの取組について他の援助機関と知見を共有)</p> <p>・ジェンダーを専管する「ジェンダー平等推進グループ」を設置。(16年度)</p> <p>・全部署、国内機関、在外事務所の長をジェンダー責任者とし、男女各1名のジェンダー推進のための担当官を配置した。</p> <p>・環境社会配慮ガイドラインを改定、16年4月より施行。</p> <p>・外部有識者等による講演を含む「ジェンダー主流化セミナー」を開催。(ジェンダー主流化に全組織的な取り組みを行い得るよう、JICA関係各部署責任者(部長・国内機関長クラス)の意識の共有化を図ることが目的)(16年6月)</p> <p>・第1回外務省開発セミナーの実施(講義内容にジェンダー問題を盛り込む。)(15年8月 対象:経済協力関係者)(外務省)</p> <p>・「開発における女性支援(WID)/ジェンダー政策評価」の実施(外務省 14年度)</p> <p>・11年に策定された「政府開発援助における中期政策」において、「貧困や社会開発分野への支援」の項で、開発における女性支援(WID/ジェンダー)を重点的に取り組むべき課題の一つと位置付け(外務省)</p> <p>・援助対象国の84公館に「WID」担当官を配置(役割:経協案件においてWID配慮されているか検討するとともに、WID案件の発掘・評価に努める)(外務省 6年~)</p> <p>国際協力機構(JICA)の取組(外務省)</p> <p>・「第二次分野別ジェンダー・WID研究会」を実施(これまでの成果を確認・レビューし、JICA事業に活用していく方策を提示し、事業の成果を向上させることが目的)(14~15年度)</p> <p>・課題別指針「ジェンダー主流化・WID」を作成(JICA事業におけるジェンダー主流化を促進するための指針)(14年度)、英語版作成(15年度)</p> <p>・WID/ジェンダーに知見や関心を有する外部有識者による会議等の開催。(「ジェンダーWID懇談会」(年1~2回)、「重点課題別開発とジェンダー支援委員会」(年2~3回))</p> <p>・UNDPとの合同セミナー、ワークショップの開催(14年2月(日本)、15年3月(カンボジア))</p> <p>・OECD/DACジェンダー平等ネットワーク、国連婦人の地位委員会に参加(開発援助におけるジェンダーの取組について他の援助機関と知見を共有)</p> <p>・JICA職員対象のジェンダー研修、専門家養成研修等における講義などを実施。</p> <p>・環境社会配慮ガイドラインを改定。(16年3月)</p> <p>・独立行政法人化に伴い定めた中期目標及び中期計画において、男女共同参画の視点を重視することが盛り込まれた。(15年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																											
	<p>NGO等との連携・協力の強 WIDイニシアティブの推進に当たっては、開発途上国及び他の援助国、国際機関、NGOとも協力しつつ、WID分野の開発援助の拡充に一層努める。個別の援助案件の企画、実施、モニタリング、評価及びフォローアップについては、NGOの一層の参加を検討する。</p> <p>また、国際ボランティア貯金の寄附金、草の根無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力、NGO事業補助金等、様々な枠組みを活用して、NGOを通じて開発途上国の女性の自立を促進する等各種の事業を支援していく。</p> <p>ウ 女性の平和への貢献 平和を推進する国際機関等への貢献 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進するとともに、NGOを支援する等により紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、紛争時において最も支援を必</p>	<p>家とされないような案件においては、男女共同参画及びジェンダー主流化にどのように取り組むについての多分野にわたる事例分析・評価研究等を行い、ジェンダー平等を推進するような案件の内容にすることが急務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償資金協力の大型インフラ案件においては、男女それぞれに与える社会・経済影響調査を実施し開発の効果を確かかつ公平なものとするような内容とするべき。 ・在外公館並びにJICA及びJBICの在外事務所におけるWID担当官の男女共同参画及びジェンダー主流化に関する知識を深めるとともに、現地の関係機関との連携の促進に中心的役割を担うことを含む同担当官の機能を明確にすること。 <p>(16年4月)</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、次の事項を意見として決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草の根・人間の安全保障無償及び日本NGO支援無償においては、これまでの評価を踏まえ、また、人間の安全保障基金ガイドラインを参考にして、案件の審査決定及び評価の過程で男女共同参画の視点を十分に取り入れた案件内容とすることが必要である。 ・国際協力における男女共同参画の重要性についての共通認識を高め、男女共同参画に関する方針、国内外の動向、関係する援助案件の計画、実施及び評価等に関する情報を共有するなど有機的な連携を図ることが必要であることから、技術協力連絡会議及び外務省・NGO定期協議会等既存の援助実施機関間の協議会において、積極的に男女共同参画の重要性につき議論し、基本的な取組の指針等を作成すべきである。 <p>(16年4月)</p> <p>・「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の「アフガニスタンの女性支援策について」において、「政治・制度的枠組み」「教育」「保健医療」「産業・職業」「基礎インフラ」「平和・安全」の6つの重点分野を想定し、「国内における取組の点検と評価」を</p>	<p>国際協力銀行（JBIC）の取組（外務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新ガイドライン「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」策定（14年4月）、施行（15年10月） （内容：自然環境のみならず、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重及び女性への配慮などの社会面に配慮したプロジェクトの形成を図ることを盛り込んでいる。） ・「海外経済協力業務実施方針」（14年度作成）において、業務運営に当たって配慮すべき事項の一つとして「適切な環境配慮・社会配慮」を取り上げている。具体的内容として、女性への配慮にも言及。 ・ Handbook on Social Dimensions for ODA Loansの内容につき、公的資金協力セミナー等において借入国実施機関職員への説明を実施 <p>NGO等との連携・協力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NGOを通じたジェンダー/WID（途上国の女性支援）関連事業の実績（外務省）（単位：百万円） <table border="1" data-bbox="952 614 1697 798"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草の根無償</td> <td>1,984</td> <td>2,423</td> <td>2,364</td> <td>1,619</td> </tr> <tr> <td></td> <td>399件</td> <td>451件</td> <td>358件</td> <td>222件</td> </tr> <tr> <td>NGO事業補助金</td> <td>55</td> <td>61</td> <td>55</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14件</td> <td>12件</td> <td>11件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>日本NGO支援無償</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>19</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・国際ボランティア貯金の寄附金のうち女性の自立のために実施するもの（総務省（郵政事業庁）） <table border="1" data-bbox="952 837 1579 901"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千円</td> <td>35,419</td> <td>33,558</td> <td>19,659</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・技術協力連絡会議において、関係府省が一体となって男女共同参画の視点に立ったODAを推進するよう提案。（外務省 16年3月） ・NGO事業補助金募集要領及び日本NGO支援無償実施要領においては、ジェンダーに配慮する旨を明記。（外務省 16年度より） <p>平和を推進する国際機関等への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の設置（内閣府 14年2月） ・「アフガニスタン復興支援国際会議」の開催（外務省 14年1月） 		12年度	13年度	14年度	15年度	草の根無償	1,984	2,423	2,364	1,619		399件	451件	358件	222件	NGO事業補助金	55	61	55	22		14件	12件	11件	6件	日本NGO支援無償	-	-	19	35				2件	3件		12年度	13年度	14年度	千円	35,419	33,558	19,659
	12年度	13年度	14年度	15年度																																										
草の根無償	1,984	2,423	2,364	1,619																																										
	399件	451件	358件	222件																																										
NGO事業補助金	55	61	55	22																																										
	14件	12件	11件	6件																																										
日本NGO支援無償	-	-	19	35																																										
			2件	3件																																										
	12年度	13年度	14年度																																											
千円	35,419	33,558	19,659																																											

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等						
	<p>に、紛争時において最も支援を必要とするのは女性や児童であることを考慮し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。</p> <p>エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p> <p>国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p> <p>国際分野における政策・方針決定の場において、女性が積極的な役割を果たし、地球社会の平等・開発・平和に貢献できるよう、国際機関、国際会議への女性の参加を推進する。</p> <p>オ 国際交流・協力の推進</p> <p>あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進</p> <p>女性に関する国際交流、国際協力を促進し、国を越えた相互の信頼や友好、協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流について、国・地方公共団体、NGOなどそれぞれのレベルで充実を図る。また、特に国際レベルにおける女性関係情報ネットワークづくりに積極的に協力するとともに、女性に関する国際協力事業の一層の推進に努める。</p>	<p>加えたそれぞれの分野について、我が国がアフガニスタンの女性支援を進めていくに当たったの基本的考え方、支援策の方向性及び具体的支援策を挙げ、実施については緊急に必要な支援から中長期的に実施されるべき施策まで幅広く提言。（内閣府 14年5月）</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、アフガニスタン、東チモール、スリランカ等における平和構築支援のための国際機関の活動に対する協力並びに二国間援助で実施される緊急援助及び復興・開発支援において、男女共同参画の視点及びジェンダー主流化を促進するような政策及び協力内容を引き続き重視することが必要であることを意見として決定。（16年4月）</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、国際機関の責任ある地位に、女性等を積極的に派遣する方策を検討することが望ましいこと等を意見として決定。（16年4月）</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、必要に応じ、関係府省、援助実施機関、NGO、有識者等が一同に会して国際協力における男女共同参画の推進を図る機会、国際会議等の場を積極的に設けることを意見として決定。（16年4月）</p> <p>・男女共同参画会議の「女性のチャレンジ支援策について」において、「国際分野におけるチャレンジ支援策として、国、地方公共団体、NGO、NPO法人などそれぞれのレベルでの支援の充実を図る必要がある。」ことを意見として決定。</p>	<p>施策の実施状況及び関連統計等</p> <p>・アフガニスタン「平和の定着」構想に基づく支援の実施（外務省 15年） 全ての分野の支援実施に当たり、女性の地位向上、NGOとの連携を特に重視支援の具体例 1) 政治・制度的枠組み：女性問題省へ専門家を派遣 2) 教育：女子校修復、女性教員養成研修等を実施 3) 保健医療：緊急無償による「母子保健病院機材整備計画」の実施 4) 産業・職業：草の根無償による「多目的女性センター建設計画」の実施 5) 基礎インフラ：人間の安全保障基金によるアフガン難民・避難民女性支援 6) 平和・安全：人間の安全保障基金によるアフガン難民・避難民女性支援（「女性コミュニティセンター」を設立し、保健や教育サービス、職業技能訓練、各種セミナー（メディアを通じ女性の権利やジェンダー問題に関する啓蒙活動を実施））</p> <p>・アフガニスタン人道支援や復興・復興支援のうち女性支援に係る実績（外務省） ・人間の安全保障基金のUNIFEM案件として、「国内避難民及び難民女性の共同構築への統合」のため、14年11月から3年間で約103万米ドルを拠出（外務省）</p> <p>国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p> <p>国連・国際機関における日本人女性職員数（専門職以上）（外務省）</p> <table border="1" data-bbox="949 778 1449 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>1975年</th> <th>2004年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>19人</td> <td>416人</td> </tr> </tbody> </table> <p>あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進</p> <p>・男女共同参画グローバル政策対話の開催（内閣府 13年～） ・ルウェー・日本 ジョイント・ビジョン「男女共同参画社会の未来戦略」の開催（内閣府 15年5月） ・APECジェンダー統合への参加（内閣府） ジェンダー統合担当者会議（AGGI） 第2回女性問題担当大臣会合 女性問題担当組織ネットワーク会合（GFPN） 女性指導者ネットワーク会合（WNL） ・欧州評議会男女平等運営委員会（CDEG）への出席（内閣府 13年～） ・日・EU行動計画に基づく日・EU協議の実施（内閣府 14年～） ・経済協力開発機構（OECD）におけるジェンダー統合支援 - 日本の相談役の登録（内閣府 15年～）</p> <p>・男女共同参画関連英文広報誌の定期発行・配信（内閣府） ・各国国内本部機構との連携（内閣府） ・男女共同参画推進連携会議の開催（年間5～6回）（内閣府 平成8年～）（2（2）に前掲） ・「女性と仕事の未来館」における国際交流事業（先進国調査、発展途上国との派遣及び招聘）の実施（厚生労働省 15年度）</p>		1975年	2004年	職員数	19人	416人
	1975年	2004年							
職員数	19人	416人							

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>環境問題に関する国際協力等の取組の推進</p> <p>「アジェンダ21」及び「『アジェンダ21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する国際協力については、事業の実施が女性と男性に対してそれぞれどのような影響を与えるかに関して十分配慮するとともに、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。</p> <p>女性の教育分野における国際交流・協力の支援</p> <p>女性教育団体、国立女性教育会館や各地の女性教育関連施設等における国際交流・協力事業を支援する。</p>	<p>・外務省国際機関人事センターが行うホームページやメール配信による国際機関への就職に関する情報提供の一層の充実を図る。</p> <p>・チャレンジ支援のための…情報提供システムの構築において、外務省国際機関人事センターによる国際公務員に関する情報提供や地域における国際交流活動に関するネットワークの紹介などを行う。(15年4月)</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、国内の大学や研究機関において「ジェンダーと開発」にかかわる講座、研究体制等の強化及び援助実施機関等において養成した「ジェンダーと開発」に関する分野の専門家が継続してキャリアを形成していける体制の整備が重要であることを意見として決定。(16年4月)</p>	<p>施策の実施状況及び関連統計等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関人事センターホームページのアクセス件数 約42,000件/月(16年1月～6月の平均) ・国際機関人事センターメール配信サービス配信者数 約11,000人(16年6月) <p>環境問題に関する国際協力等の取組の推進</p> <p>女性の教育分野における国際交流・協力の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、国際的な視野からの課題分析を行うとともに、国際フォーラムの開催等を通じて、参加者間の国際的情報ネットワーク形成を推進(文部科学省 13年度～) ・独立行政法人国立女性教育会館では、国際レベルでの女性のエンパワーメントを実現するため「国際女性情報処理研修」を実施(文部科学省 13年度～) ・独立行政法人国立女性教育会館では、開発途上国における女性教育の推進のため、「女性の教育推進セミナー」を実施(文部科学省 13年度～) ・独立行政法人国立女性教育会館の活動や最新の日本女性の現状について、英文で海外に紹介する「N W E C Newsletter」を年2回発行(文部科学省 昭和59年度～)